

平成28年度札幌市国民健康保険条例の一部改正について

賦課限度額の引上げ

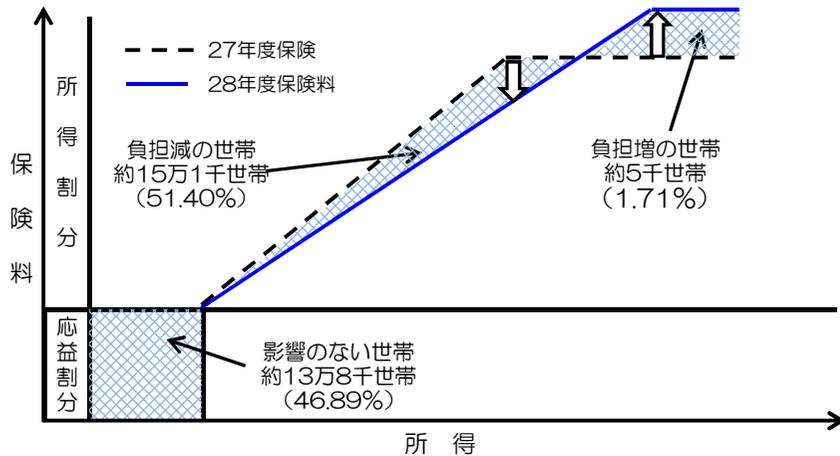
○改正の内容

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、賦課限度額の引上げを行う（3年連続の引上げ）。

区分	27年度	28年度	引上げ額
医療分	52万円	54万円	+2万円
支援金分	17万円	19万円	+2万円
介護分	16万円	16万円	-
合計	85万円	89万円	+4万円

○改正による影響

- ①賦課限度額到達世帯（高所得層）の負担増
- ②保険料の負担感が強い中間所得層の負担軽減



【モデルケース】給与2人世帯（介護分あり）の場合

年収	27年度	28年度	差額
給与 200万円	219,400円	218,950円	▲450円
給与 400万円	455,050円	451,690円	▲3,360円

低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大

○改正の内容

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大を行う（3年連続の拡大）。

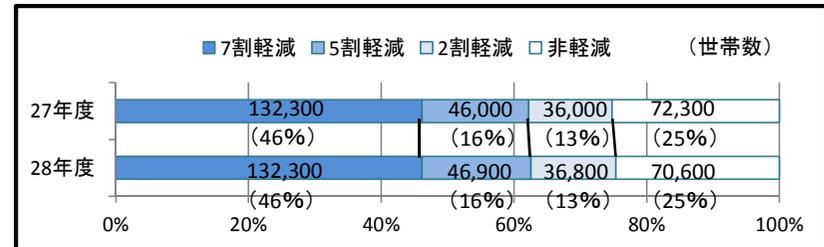
区分	27年度（世帯所得で判断）	28年度（世帯所得で判断）
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+（被保険者数× 26万円 ）以下	33万円+（被保険者数× 26.5万円 ）以下
2割軽減	33万円+（被保険者数× 47万円 ）以下	33万円+（被保険者数× 48万円 ）以下

○改正による影響

軽減対象世帯の増加

軽減拡大の対象となる世帯は、約1,700世帯。

軽減額は、約3,600万円増額となる。



※全軽減世帯は約21万6千世帯（全体28万7千世帯の7割強）となる。

【モデルケース】給与2人世帯（介護分あり）の場合

年収	27年度	28年度	差額
給与 210万円 （非軽減→2割軽減）	251,610円	229,190円	▲22,420円
給与 151万円 （2割軽減→5割軽減）	165,940円	133,010円	▲32,930円